

1. 基本情報

評価対象年度 (令和3 年度)

施策コード	212		施策名	障害者・障害児の支援
将来像	2	健幸でともに支え合うまち(「支え合い」の分野)		
まちづくりの基本目標	21	ともに支え合って生活するまち		
主担当部	福祉・子ども部		主担当課	障害福祉課

2. 施策の方向

10年後の姿	障害のある人を地域で支える輪が広がり、一人一人の個性と意思が尊重されたまちがつけられているとともに、障害のある人が心豊かにいきいきと暮らしています。			
施策の方向性	1	障害者(児)の自立した生活を支援します		
	2	障害者(児)の社会参加を促進します		

3. 構成事業の状況

(単位:千円)

事務事業名	施策の方向性	担当課	令和3年度決算額
人事管理事業	2	職員課	152,177
障害者福祉総務事業	1,2	障害福祉課	22,407
障害者福祉センター運営管理事業	1,2	障害福祉課	115,789
障害者就労支援センター運営管理事業	2	障害福祉課	21,542
子どもの発達支援・交流センター運営管理事業	1	障害福祉課	84,079
総事業費(施策の合計)			395,994

4. まちづくり指標

指標情報				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	
①	名称	障害のある方が地域で支えられていると感じると思う人の割合		目標値	40.0	40.0	40.0	45.0	50.0
	説明	—	単位 %	実績値	35.7	35.7(※)			
	抽出方法	市政世論調査(令和2、5、8年度実施)		達成率	89.3%	89.3%			
②	名称	障害のある方に対して理解や配慮をしている人の割合		目標値	70.0	70.0	70.0	80.0	85.0
	説明	—	単位 %	実績値	73.3	73.3(※)			
	抽出方法	市政世論調査(令和2、5、8年度実施)		達成率	104.7%	104.7%			

※①②抽出方法が世論調査のため、令和2年度の実績を記載している。

5. 評価(令和3年度実績に対する)

評価基準	評価※	評価理由
投入財源・成果(「3. 構成事業の状況」「4. まちづくり指標」)に対する評価	総合評価(成果、投入財源等を総合的に評価) 維持	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響が出る中、関係機関と連携し、障害福祉サービス等の適切な提供に努めた。 ●指定管理事業所である障害者福祉センター、子どもの発達支援・交流センター及び委託事業所である就労支援センター、地域生活支援センターにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、利用者の減少や例年実施事業が中止となった。 ●子どもの発達支援・交流センターによる講演会については、当初、会場開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、初めてオンライン開催を実施した。 ●第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間の初年度となった。進捗状況については、清瀬市地域自立支援協議会に報告と評価を受けた。 ●令和2年度に実施された市政世論調査では、障害のある方に対して市民の理解が更に進んでいるが、障害のある方が地域で支えられているという意識は比較的低い状況との結果が出ているため、引き続き関係機関と協議を進め、数値の改善に努めたい。

※順調「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が順調に推移している
維持「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗に一部課題がある
停滞「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が遅れている

6. 施策を取り巻く環境

令和3年度からの変更点	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮した事業実施が必要となる。
-------------	-----------------------------------

7. 施策を進める上での課題

①	施策を進める上での課題	「10年後の姿」を実現するために、障害のある方の多様なニーズに対して、それに対応する障害福祉サービスを概ね提供できているが、今後も、当市の障害福祉サービス提供の要となる障害者福祉センターの事業の見直し等が求められる。
	課題に対する令和5年度以降の取組	引き続き、多様な障害福祉サービスを必要とする方に提供していく。また、令和4年度より、障害者福祉センター及び子どもの発達支援交流センターは新たな指定管理期間が開始されるため、新規事業の動向について注視し、必要に応じて、指導を行う必要がある。
②	施策を進める上での課題	障害のある方に対して地域で支える輪を広げ、理解と尊重が生まれるよう、障害者差別解消法の適切な対応が求められる。
	課題に対する令和5年度以降の取組	市民一人一人の障害者理解を促す普及啓発を行うため、その手法や内容を検討する。
③	施策を進める上での課題	障害のある方の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を地域の実情に応じて整備することが求められている。
	課題に対する令和5年度以降の取組	障害のある方等への支援体制の整備及び地域の関係機関とのネットワークづくりに係る協議等を行うため、清瀬市地域自立支援協議会に設置された専門部会(地域生活支援拠点部会)において引き続き検討を行う。